

令和元年 1 2 月

新川広域圏事務組合議会 1 2 月定例会会議録

令和元年 1 2 月 2 6 日開会

令和元年 1 2 月 2 6 日閉会

新川広域圏事務組合

令和元年12月26日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第4号について
(理事長提案理由説明)
- 第6 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第7 議案第4号について
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第8 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 浜田泰友君 | 2番 | 石倉彰君 |
| 3番 | 関口雅治君 | 4番 | 寺崎孝洋君 |
| 5番 | 木島信秋君 | 6番 | 伊東景治君 |
| 7番 | 辻泰久君 | 8番 | 新村文幸君 |
| 9番 | 野島浩君 | 10番 | 松澤孝浩君 |
| 11番 | 元島正隆君 | 12番 | 加藤好進君 |
| 13番 | 西岡良則君 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------|------------------------|-------|
| 理事長 | 村椿晃君 | 副理事長 | 大野久芳君 |
| 副理事長 | 笹島春人君 | 副理事長 | 笹原靖直君 |
| 会計管理者 | 山岡晃君 | 事務局長 | 森田薫君 |
| 総務課長 | 飛島力君 | 業務課長 | 尾山茂君 |
| エコぽ〜と 所長 | 松野龍一君 | 宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所長 | 立野宏君 |

職務のため出席した者

| | |
|-------------------|-------|
| 魚津市企画政策課長 | 赤坂光俊君 |
| 黒部市総務企画部次長・企画政策課長 | 島田恭宏君 |
| 入善町参事・企画財政課長 | 竹島秀浩君 |
| 朝日町企画振興課長 | 水野真也君 |
| 総務係長 | 森義雄君 |
| 総務課主任 | 河崎拓也君 |

午後 2 時 開会

「開会宣告」

○議長（辻泰久君） 本日、12月定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（辻泰久君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○議長（辻泰久君） 日程第1 議席の指定を行います。

先に行われました入善町議会での組合議会議員選挙の結果、新たに当選されました野島浩君の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、9番といたします。

「副議長選挙」

○議長（辻泰久君） 日程第2 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

副議長に、野島浩君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、野島浩君を副議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました野島浩君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました野島浩君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選された旨を告知いたします。

副議長に当選されました野島浩君からごあいさつがあります。

○副議長（野島浩君） ただいま副議長という要職に推選されまして大変光栄に思っております。何分、入善町議長という職責であります。広域圏組合議会、初めての参加であります。議員の皆様方、また、当局の皆様方と共に広域行政について勉強しながら、より良い新川広域圏を作っていきたい、一生懸命努力したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

「会議録署名議員の指名」

○議長（辻泰久君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、2番 石倉彰君、9番 野島浩君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（辻泰久君） 日程第4 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第4号」

○議長（辻泰久君） 日程第5 本会議に付議されております議案第4号を議題といたし

ます。

「提案理由説明」

○議長（辻泰久君） 理事長から提案理由の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 本日、新川広域圏事務組合議会 12 月定例会が開催されるにあたりまして、本年の主要事業の経過について申し上げますとともに、今議会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、本年 10 月 12 日から 13 日にかけて関東甲信地方、静岡県、新潟県、東北地方で被害をもたらした台風 19 号であります。接近した地域では記録的な大雨が降り、河川の氾濫や浸水害、また土砂災害が発生し北陸新幹線が寸断された上、死者が約 100 人に上る甚大な被害となりました。幸いにも新川圏域におきましては、倒木などの被害はあったものの人命に係る被害はありませんでしたが、これらの災害により亡くなられた方々へ謹んで哀悼の意を表しますとともに、甚大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を願うものであります。

また、被災された方々の支援や災害復旧に携わっておられる関係各位の御尽力に対し、深く敬意を表するものであります。

次に本年の主要事業である宮沢清掃センター供給フィーダ等修繕についてであります。修繕した供給フィーダは、破碎機へ粗大ごみを送り込む重要な設備であります。同修繕は JFE エンジニアリング株式会社が受注し 8 月 27 日に完成しております。今後も計画的に修繕を実施し施設の延命化を計り、安全で安心できる施設管理はもとより、効率化や住民サービスの向上に努めて参りたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について御説明いたします。議案第 4 号令和元年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第 1 号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 15 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 1,660 万 1 千円といたしたのであります。

今回の補正の主なものは、平成 30 年度繰越金 6,205 万 8 千円を計上の他、人件費では給与改定で増額となるわけでございますが、被扶養者数の減少などによる減額が多いことから、28 万 6 千円の減額となりました。一般管理費の委託料では、令和 2 年 4 月 1 日から施行される「会計年度任用職員制度」に伴い財務会計システムの改修が必要なことから 69 万 3 千円を増額といたしました。病院群輪番制病院運営費の負担金については、算出の根拠である加算日数が 2 日増となったことから 10 万 2 千円を増額といたし

ました。

また、ごみ処理費では宮沢清掃センターのビニプラ減容物処理業務委託が処理単価の減により954万7千円の減額となりますが、ごみ指定袋の販売枚数の増加により、購入費で610万8千円、取扱手数料で308万円をそれぞれ増額とし、合わせまして35万9千円の減額となりました。以上の財源として使用料及び手数料、繰越金を充当することとし、分担金を7,113万8千円減額することにいたしております。

続きまして、債務負担行為の設定についてであります。令和2年度のエコぼ〜とごみ処理委託業務など合わせて6件について、新年度当初より業務を行わなければならないため、本年度中の契約締結が必要となりますので債務負担行為を設定いたしたいのであります。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。何卒慎重御審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（辻泰久君） 日程第6 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。当局からそれに対する答弁を求めます。1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） それでは質問をさせていただきます。新川広域圏事務組合議会12月定例会にあたり、通告に従いまして4点質問をさせていただきます。質問の1点目は再任用職員制度であります。先の12月10日に開催されました全員協議会で令和2年度の人員配置計画案が示されました。令和元年度の定年退職者3名を再任用職員、受付係2名を会計年度任用職員、エコぼ〜と誘導員2名を業務委託し、26名体制とする考えとのことでありました。問題はその翌年、令和3年度の案では、再任用職員及び会計年度任用職員を雇用せず業務委託とする考えでありました。あくまでも案ということでありましたが、再任用についての当局の見解をお聞きしたいと思っております。

私は再任用というものはエコぼ〜とや宮沢清掃センターなどの職場単位で考えるものではなく、広域圏全体で雇用というものを考えていくべきだと思っております。そこで、定年を迎える職員が再任用を希望した場合に断ることはあるのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、再任用は対象者が65歳を迎えるまでの制度であります。再任用職員が65歳となる場合、翌年に会計年度職員として引き続き雇用することは可能なかどうか、見解を

お聞かせください。

続きまして、質問の2点目はビニプラ処理についてです。新川広域圏ではビニール、プラスチック類について御家庭で可能な限りリサイクルしてもらっておりますが、それ以外は燃やせないごみとして出していただいております。リサイクルできなかった廃プラについては回収後に宮沢清掃センターで分別、減容して民間処理業者に委託して焼却処分という形になっております。委託料では予算ベースで搬送に約1,200万円、処分に約1億2千万円となっております。一方で、産業廃棄物として事業者から出る廃プラについては国際的な規制強化により国内処理が逼迫しているという状況であります。これまで主な輸出先でありました中国が輸入禁止の措置を取りまして、それに従い国内での処理量が増加したというものであります。今後はますます処理費用の高騰が見込まれます。環境省が全国の産業廃棄物処理業者を対象に実施した調査が行われました。中間処理を手掛ける183社のうち、半数以上がこの中国の廃プラ輸入規制以降に処理料金を値上げしたと回答しております。また、約3割の業者が廃棄物の受入れを制限しているという状況で処理コストが上がっていくというのが予想されている状況であります。そこで、この廃プラの処理費用がかさんでいるというところについてお聞きいたします。処理費用の低減を図る目的で廃プラの一部をエコぼ〜とで焼却処理することは可能なのでしょうか、お聞かせください。

続きまして質問の3点目は議案第4号、令和元年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第1号についてであります。債務負担行為のところに資源回収業務委託がありますけれど、昨年度より150万円増額となっております。その理由を車両の入替えということで説明を受けておりますが、資源回収の業務委託は全て業者の車両を使用するのではなく、広域圏の車両も含まれているのでしょうか。広域圏と委託業者のそれぞれの車両の内訳はどうなっているのかについて、また、すみ分けについてもお答えください。

質問の4点目は資源回収についてです。最近では各市町で常設資源物ステーションが整備されるなど、資源回収の拠点化が進んできております。今後、地区の資源物ステーション、つまり地区公民館などで当番制で回収ボックスを広げている拠点回収、地区のステーションについては地元の理解が得られれば縮小の方向で進めていってもいいのではないかと思いますけれど、これについての見解をお聞かせください、以上です。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 浜田議員の御質問に順次お答えをしていきたいと思っております。ま

ず1点目の再任用に関する御質問でありますけれども、定年を迎えられた退職職員の再任用につきましては、それらの職員がお持ちになっておられる知識、経験を十分活用できるということで、有益な制度であるというふうに考えております。これまで当組合が再任用をした職員は、エコぽ〜とでの運転業務に従事していただいているわけですが、今ほど議員から御指摘があったとおりの特定の職場だけで考えるのではなくて、御指摘のとおり、職場を超えた広域圏の組織全体で配属を考えていくべきものであろうというふうに認識をしております。

今後の再任用にあたっての考え方ですけれども、これまでも一緒なんですけれども、まず雇用と年金の接続の問題がありますので、元々この再任用制度ができた趣旨がそこにありますので、その点をしっかりとまず踏まえる必要があろうかと思っております。さらには職員の年齢別の構成ということもやはり重要なポイントになります。固まってしまうとか、特定の年齢層になってしまうと組織として持続性がなくなりますので、こういったような年齢別構成の適正化による組織活力の維持と、こういった点もしっかり考える必要があります。さらには職員さん自身の身体能力の低下による業務への影響も十分考える必要があると思っておりますので、これらの点を考慮しながら、今後も慎重に協議をしながら運用をしていきたいと考えております。後段の方の65歳を超えた職員さんの会計年度任用職員としての雇用のお尋ねですけれども、会計年度任用職員には年齢制限がございません。そういう意味からいくと、一言で言えば可能であるということになります。

2点目のビニプラ処理に関する御質問にお答えをいたします。御紹介がありましたとおり現在、当組合のビニプラ類の処理につきましては、宮沢清掃センターで破碎し減容した廃棄物を、産業廃棄物処理業者の方でサーマルリサイクルをしております。単に廃棄物を焼却するというのではなくて、焼却の熱をエネルギー回収をして発電などに利用すると、こういったような使われ方をしているわけでございます。その費用として、平成30年度の実績は1億100万円でございます。1トン当たりの費用は約2万9,800円になります。

一方、エコぽ〜とでこの焼却処理をした場合ですけれども、管理費と公債費を含めまして1トン当たり約1万8千円で済むということになります。そういたしますと、先ほどの2万9,800円と1万8千円のこの差というのは経費削減を望めるというふうなことが考えられるわけでありまして。しかし、エコぽ〜とでのビニプラ類の焼却につきまして

は、10年ほど前になりますけれども、平成20年度に混焼試験を実施をいたしました。その際、ビニプラ混合率が高くなる場合には、施設の改造が必要になるとの報告を受けたところでございます。なお、一部焼却をするといった場合に、その量にもよりますが、不可能ではないのではないかとというふうには考えております。このごみの発熱量が増える場合に炉内温度が上昇いたしますので、内部の耐火材の消耗ですとか部分損傷、こういったようなものが多くなるということが予想されますので、焼却時間の問題、さらには、焼却することによる電気料の経費の増加、こういったようなことも併せて、どのくらいであればその効果があるのかということと十分な検証を行っていきたいというふうに思っております。技術的には今お話ししたとおりになります。ただ一つ問題と言いますか、課題があるのですけれども、新川広域圏ではこれまで、ビニプラ類はもやせないごみということで住民の皆さんに分別の協力をいただいて、これが浸透しております。従いまして、仮に一部焼却をしていくというようなことになる場合は、しっかりとその効果とかそういうものもしっかり説明しながら、まず理解をいただかなければいかんのかなと思っておりますので、これらの点も含めて、さらには議員御指摘のあった民間業者の処理費用の高騰等の動向、こういったようなものも併せてしっかりと検討していきたいというふうに思います。

3点目ですけれども、債務負担行為に含まれております資源回収業務委託、この案件の中で、昨年度より150万円経費が増額となるんですけれども、その理由として車両の入替えというようなことを説明していると、その件についてのお尋ねであります。新川広域圏の資源回収業務は、平成7年度からごみ収集指定袋の収益を財源にいたしまして、ビンとスチール缶の2種類の回収を始めたわけであります。業務をスタートした当時、新川広域圏の圏域全域で回収を実施できる業者がありませんでした。そこで、圏域内の資源物リサイクル業者の協力を得まして、新しく会社を設立をしていただき、この事業を始めたという経緯がございます。法人名は株式会社新川リサイクルセンターであります。

それで、この業務の委託内容なんですけれども、委託料には経費内訳として、当然人件費、消耗品、燃料などのいわゆる需用費があるんですが、そのほかにいわゆる設備費になりますけれども、トラックなどの車両の価格についても一遍にどんと払うのではなくて減価償却をしていくという形で盛り込まれている内容になっております。なお、車両の減価償却費分は、車両購入から5年間の委託料に分けて減価償却という形で計上をしていって、償却をし終わったらその分の委託料が下がるとこういう契約になっているわけ

であります。

現在、資源回収は6台の車両を使っておりますけれど、その内訳は先ほど言った2種類、ビンとスチール缶がありますが、ビン用としてトラック4台、スチール缶用としてパッカー車2台の6台であります。車両は、今までも定期的に更新をさせていただいているわけですが、今回債務負担行為の内容として提案しておりますのは19年間使用しておりました車両を更新したいということであります。それを更新することによって、今まで減価償却費がゼロになっていたものが5年間に分けてその分オンされると、こういう内容が今回の債務負担行為の内容でございます。

4点目ですけれども、資源回収のステーションについての御質問でございます。新川広域圏の資源回収業務は町内会単位などで、各地区、圏域内全体で500か所の回収ステーションを設けているわけでございます。その回収ステーションにおきましてビンとスチール缶を毎月1回、平日の朝に収集をしているということでございます。なお、ビンとスチール缶以外の資源物につきましては、各市町それぞれのやり方で独自に実施をしているという状況になります。

近年の各市町での常設の資源物ステーションの状況を調べてみたんですけど、魚津市には6か所あります。黒部市には3か所、入善町には6か所、朝日町には3か所ありまして、これらの常設の資源物ステーションの方には住民の皆様それぞれマイカー等で資源物を持っていかれるという形で御利用をいただいているわけですけども、それらの常設の資源物ステーションに足を運べない高齢者や交通弱者の方もたくさんおられるわけでございます。そういう意味で、この広域圏が現在行っております地区の回収ステーションの果たす役割というのもまだまだ一定程度あるのではないかなというふうには認識をしております。今後、各市町のリサイクル事業に対する取組みですとか、資源物の回収量、そして利用される皆さんの御意見も聞きながら、地区の回収ステーション事業のあり方について、本当に縮小をしていったいいのか、どういうふうに行っていくのかをまた検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（辻泰久君） 1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。順次、簡単に再質問をしていきたいと思っております。まず1点目の再任用についてなんですけども、再任用を希望した場合に断ることがあるのかどうかという質問でありましたけれども、再任用の閣議決定の方では、任命権者はできる限り希望者を再任用するよう努めることと

なっており、これの解釈をどうするかというところなんですけれど、理事長はどういうふうにご考慮されるかもう一度お願いいたします。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 今ほど議員から御紹介があったとおり、国あるいは国の方針を受けての地方公共団体の再任用制度の運用については一定の考え方は出ているわけがあります。その考え方でいきますと、定年退職をする職員が再任用を希望する場合は年金支給開始年齢に達するまで当該職員をフルタイムで再任用するというのが原則となっております。ただ、先ほどもお話したとおり、組織の職員の年齢構成の問題ですか、あるいは職員個人の個別の事情などがありますので必ずしもフルタイムに限らず、短時間の再任用というような制度も用意されているわけでございます。ただ、いずれにしましても、フルタイムで行くのか、短時間で行くのかはありますけれども、年金のつなぎというようなことの趣旨を踏まえると、職員の意向を聞きながら誠実に対応をしていくというのがまず原則になります。その上で一定の分限、免職事由に該当する場合は、必ずしも雇用をする必要はないというふうなことまで示されていますので、基本的には個別の事情によって判断をしていくということになります。

○議長（辻泰久君） 1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） 業務の件に関しては、基本的に広域圏全体では民間の力を借りていくということで、全体的には業務委託の方向へ進んでいくと。ただ、その移行期というか、そういったところで無理がないようにということをお願いをしたいと思います。これに関しては以上で終わります。

次に質問の2点目はビニプラの処理でありますけれど、ただいま答弁をいただいたとおり、今は業者に委託をしてサーマルリサイクルをしているというところと自前で処理をする場合の経費の差が出ているわけでありまして、一部なら大丈夫という点がありましたので、できる限りというか、炉に負荷が掛からない程度には、またそういったところも検証していただきたいなというふうにして思います。一般の住民の方々に分別しなくていいという話になられると、それは困るんですけど、一回分別したやつを何とかエネルギーに換えようという取組みでありますので、またそういった理解を得られるようにしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、質問の3点目、車両費の考え方についてなんですけれど、今設備費として償却資産5年に分けて委託料の方をしているわけでありまして、基本的に委託で

出しているのであれば、会社が償却して5年間の試算をやっていくというのは分かりませんが、委託する側がそれを全額見るのかと言われてたら、ちょっとどうなのかなというところもありますので、今聞いてわかることか分かりませんが、こういった試算というか車両なんかを購入するときに、そういうのが作られた当初に申し合わせというか覚書きというか、そういった約束があつての話になっているのかどうか分かればお聞かせいただきたいのですが、どうでしょう。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） すみません、そこまでの事情は私も分からなくて今確認をしたいと思うんですけど、先ほど御答弁申し上げましたとおり、そもそもこの業務が、広域圏の側からこういう事業をして欲しいということで会社を立ち上げて、事業を始めるとするならば、中身的には全面委託に近いような性格があるのかなと、これは推測ですけど、思います。それ以外の業務にも使用される設備であるのならば、全額、減価償却費を盛り込むというのはどうなのという御指摘もあろうかと思しますので、その点は我々しっかりスタート時の状況がどうだったのかは確認をして、あるいは今の業務内容、委託内容が実際の事業のやり方に少し齟齬があるのであれば見直しをしていくということも必要だというふうには思います。

○議長（辻泰久君） 1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） スタート時はそうでしたけれども、もう25年近く経っているというところもありまして、例えば魚津市で、燃えるごみ、燃えないごみなんかを収集委託していますけども、ではそういった車両費が乗っているのかと言われてたら、償却資産の分が乗っているのかと言われてたら、そういうことは乗っていないという話であったんです。なので普通はそういう意味で会社で新しく車両を入れるからそういう乗せるというのはあまりに安易でないかと私は思うんですけども、特殊な事情があつたとしても長い年数が経つたというところもあつて、そういったところをまた見直しできるのであれば、またそういった業者さんとどうするかという話を進めていただきたいなというふうに思います。これは終わります。

4点目の資源回収については、正に各市町の関係もあることですので、そこはまた各市町の環境担当者であつたりと一緒に考えて、是非ですね、今は資源回収もかなり買取の値段などが下がってしまつて、つい最近では小型家電も逆有償になってしまつたという話も聞きまして、もうリサイクルはとにかくお金が掛かるという状況でありますので、ま

すますお金が掛かってくるものを、せめて今までと同じお金で抑えた上でリサイクルができるようにということで、また知恵を絞っていただきたいなと思います。以上で終わります。

○議長（辻泰久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案の常任委員会付託」

○議長（辻泰久君） ただいま議題となっております議案第4号については、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時42分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（辻泰久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第4号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 10番 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） それでは、総務広域常任委員会の審査結果を報告いたします。本定例会において、当委員会に審査を付託された案件は、議案第4号であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、全会一致により可決いたしました。大変たくさんの意見が出たわけでありますが、何をまとめればいいのかなどというふうに思いますが、その中で先ほど質問のあったビニプラの問題とか、今後の中において、住民にいかに対応していくかというのが非常に大きな問題かなということが改めて感じました。こういう問題については広域圏それぞれの負担の中で行われているわけでありますが、理事長を始め、理事の皆さんには今後どのように経費を削減し、より住民の結果に応えられるのかということが大前提であるということを改めて認識したところであります。その中で、現職員が再雇用される中で再任用の問題であります、

職員の立場にも立って、そしてまた、今後発生する広域圏の事業の内容も大きく変わることもあるかというふうに思います。その中で、人員配置等について年齢構成等も非常に吟味しながら今後取り組んでもらえることを切にお願いを申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

「質 疑」

○議長（辻泰久君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（辻泰久君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 討論がないようですので、討論を終わります。

「採 決」

○議長（辻泰久君） これより採決を行います。

総務広域常任委員会委員長の報告は、議案第4号は原案どおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案第4号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの議案第4号は原案どおり可決されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（辻泰久君） 日程第8 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定

により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもって御協力いただきましたことに対し、本席から厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和元年新川広域圏事務組合議会12月定例会を閉会いたします。

午後 2 時47分 閉会